

大和市告示第192号

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年11月1日

大和市長 大 木 哲

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱（平成20年大和市告示第163号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、大和市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1号中「要保護児童」を「要保護児童等（法第25条の7第1項の要保護児童等をいう。以下同じ。））」に、「関係機関」を「関係機関等（法第25条の2第1項の関係機関等をいう。以下同じ。））」に改め、同条第2号中「要保護児童」を「要保護児童等」に改める。

第3条第1項及び第2項中「関係機関」を「関係機関等」に改める。

第5条第1項第1号中「要保護児童」を「要保護児童等」に改める。

第6条第1項中「要保護児童」を「要保護児童等」に、「要保護児童対策」を「要保護児童等の対策」に改める。

第7条第1項中「関係機関」を「関係機関等」に、「要保護児童」を「要保護児童等」に改める。

別表法第25条の5第1号の項中「法第25条の5第1号」を「地方公共団体の機関」に、「、保育園及び大和市立病院、並びに教育相談指導主管課及び青少年相談主管課並びに」を「及び保育主管課、大和市立病院並びに教育相談指導主管課、青少年相談主管課、」に改め、同表法第25条の5第2号の項中「法第25条の5第2号」を「法人」に、「大和市子育て支援センター事業運営法人」を「大和市まごころ地域福祉センター指定管理者」に改め、同項に次のように加える。

大和市障害者相談支援事業受託法人

別表法第25条の5第3号の項中「法第25条の5第3号」を「その他」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。